

百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全について

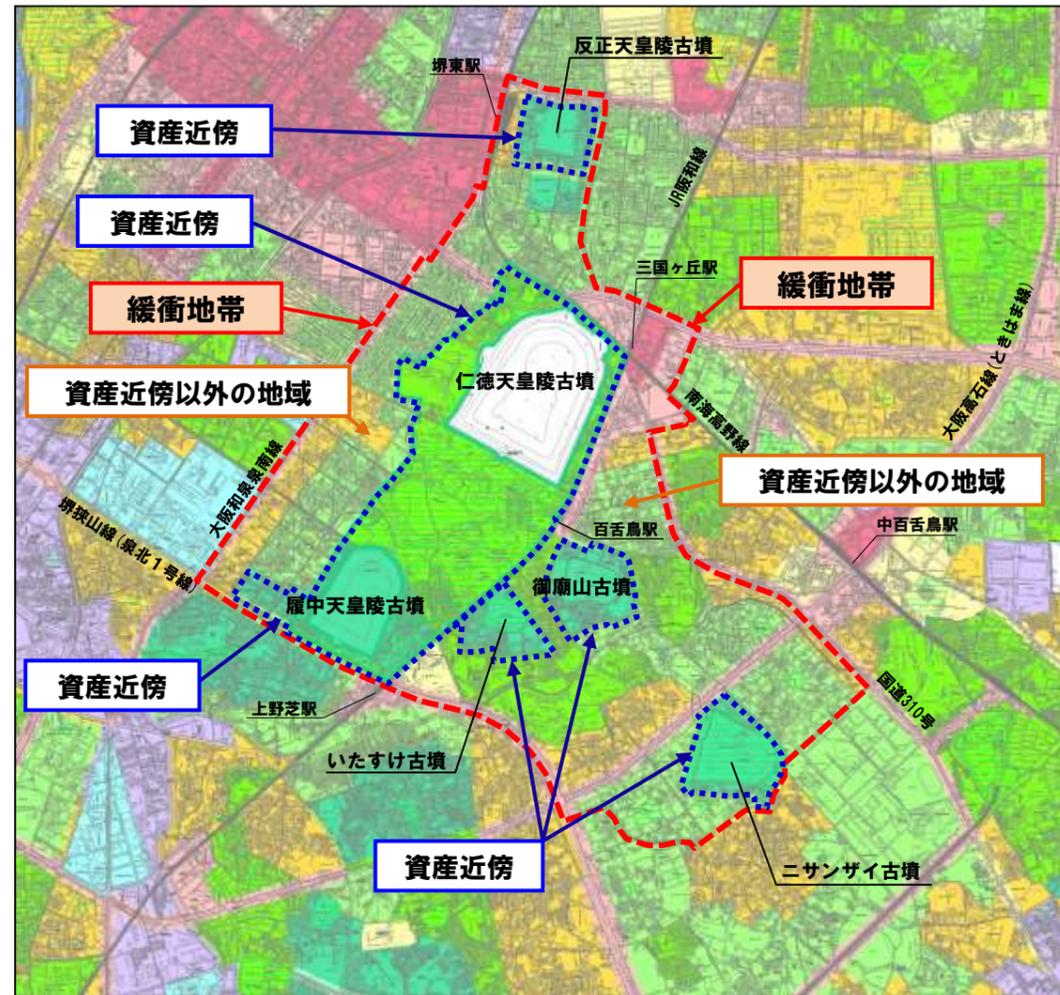
1 百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全

(1) 主旨

本市では、歴史・文化を生かしたまちづくりの推進により、市民が「誇り」を感じ、全国・世界の人々が「憧れ」を抱くまちの実現をめざしている。その取組みの一環として、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の取組みを進めている。世界文化遺産登録をめざすにふさわしいまちなみの形成及び世界遺産に登録される資産の景観や環境の保全に向け、平成 28 年 1 月から、「百舌鳥古墳群周辺地域」で、建築物の高さや色彩などの形態意匠、看板などの屋外広告物に対して制限を行っている。

(2) 建築物の制限内容

1) 制限区域図



凡例		
 第一種低層住居専用地域	 第一種住居地域	 準工業地域
 第二種低層住居専用地域	 第二種住居地域	 工業地域
 第一種中高層住居専用地域	 近隣商業地域	 風致地区
 第二種中高層住居専用地域	 商業地域	 公園・緑地

2) 制限の内容（建築物の高さ、色彩などの形態意匠）

■建築物の高さ制限

【高さ制限の考え方】

- 「資産近傍」：低層建築物が主体となった地域であることから、これまでの制限を維持
- 「資産近傍以外の地域」：市街地景観の一体性の観点から、突出した高さの建築物の抑制と、巨大前方後円墳の巨大さが感じられるよう周辺からの眺望を考慮し設定

【制限内容】※高度地区等により制限

- 「資産近傍」：10m 以下（第一種低層住居専用地域）・15m 以下（風致地区）
- 「資産近傍以外の地域」：31m 以下（第一種低層住居専用地域以外の住居系用途地域、近隣商業地域）、45m 以下（商業地域）
※既存不適格建築物の建替えは、不適格部分を増加させない等の条件の下、最初の一回に限り可能

■建築物の形態意匠

(参考資料 3 参照)

【形態意匠の制限の考え方】

- 「資産近傍」：これまで良好な住環境が維持されており、古墳に隣接する地域であることから、緑豊かな古墳と一体となった景観形成に向け、全ての建築物（大規模・中規模・小規模建築物*）について外壁の色彩基準等を設定する。
- 「資産近傍以外の地域」：資産近傍を取り囲む地域であることから、高さ 10m を超える建築物（大規模及び中規模建築物*）について、緑豊かな古墳群との調和に配慮した外壁の色彩基準等を設定する。

※大規模建築物：高さ 15m 超、地上 6 階以上、延べ面積 3,000 m² 超
 中規模建築物：高さ 10m 超、地上 4 階以上、延べ面積 500 m² 超
 小規模建築物：高さ 10m 以下、地上 4 階未満、延べ面積 500 m² 以下

【制限内容】※景観地区（百舌鳥古墳群周辺景観地区）により制限

○色彩基準

建築物規模	【考え方】景観計画の景観形成基準を踏襲する。 ・ベースカラーの範囲は、下表のとおりとする。（自然素材を除く）		
	色相	明度	彩度
大規模建築物	Y R (橙) 系	6 以上	4 以下
	R (赤) 系、Y (黄) 系	6 以上	3 以下
	上記以外	6 以上	2 以下
	無彩色	6 以上	—
中規模建築物 小規模建築物	Y R (橙) 系	—	6 以下
	R (赤) 系、Y (黄) 系	—	4 以下
	上記以外	—	2 以下
	無彩色	—	—

・サブカラーはベースカラーとの調和に配慮し、見付面積の 1/3 以下とする。
 ・アクセントカラーは見付面積の 1/20 以下とする。
 【考え方】樹木の緑（明度 4～6、彩度 4～6）と調和する色彩とする。
 ・ベースカラーの範囲は、下表の範囲とする。（自然素材を除く）
 ・アクセントカラーは小面積に抑える。

※屋根の色彩は、低明度、低彩度とし、壁面と調和した色彩とする。

○色彩基準と併せ、景観計画の景観形成基準に準じ、色彩基準以外の景観形成基準を定める。